

# 委託事業契約書（案）

## （基本契約事項）

### 1 名称

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業（その2）

### 2 委託場所

江別市八幡122番地外

### 3 履行期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日まで（各年度の期間に応答となる予定です。）

### 4 契約保証金

江別市契約に関する規則第28条第4項第6号により免除する。

### 5 委託料

搬入ごみ量1トンにつき 円  
(上記委託料には消費税及び地方消費税を含まない)

### 6 その他

この契約は平成 年 月 日付で別途締結した環境クリーンセンター長期包括的運営管理委託事業契約（以下「本体事業契約」という）に付帯する契約であり、この契約に定めのない事項については、本体事業契約に定めるところによる。

上記の委託業務について、江別市（以下「甲」という。）と【受託者名】（以下「乙」という。）は、地方自治法及び同法施行令、甲の規定に従い、上記の事項及び添付の契約条項（これらを取りまとめ、以下「本件契約」という。）のとおり、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：江別市高砂町6番地

江別市長 印

乙：住所

商号又は名称

代表者名 印

( 契約の目的 )

第 1 条 本件契約は、本体事業契約において乙が実施する委託業務にかかる、本体事業契約別紙 24.1 に定義するごみの搬入量に応じた対価である「変動費」(以下、本契約において委託料という。)を支払う条件等を定めたものである。

( 委託業務の内容等 )

第 2 条 乙が実施すべき業務の内容等その他契約に関する基本的条件は、本件契約に特別の定めがある場合を除き、すべて本体事業契約に定めるところによるものとする。

( 支払うべき搬入ごみ量の定義 )

第 3 条 委託料算出の根拠となる搬入ごみ量とは、江別市環境クリーンセンターに搬入された一般廃棄物の総量をいい、単位はトンとする。

( 搬入ごみ量の確定 )

第 4 条 搬入ごみ量の確定は、本体事業契約第 23 条及び別紙 23.1 の各項目に規定する一連の業務実施状況の確認行為において、乙より報告される各月の総搬入ごみ量を甲が確認することで確定する。

2 各月の搬入ごみ量にトン未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

( 委託料の支払い )

第 5 条 本体事業契約第 24 条及び別紙 24.1 の規定に従い甲は乙に対し委託料を支払う。

2 請求時における消費税及び地方消費税の取り扱いは、本体事業契約別紙 24.1、1-(2)- -イ)による。

( 委託料の改定 )

第 6 条 本件契約によって定められた委託料については、本体事業契約別紙 24.1 の規定にかかわらず、本契約における契約期間中の改定は原則として行わない。ただし、改定を行わなければ事業実施そのものに多大な影響を及ぼすと甲及び乙が判断した場合は、改定協議を行うことを妨げない。

( 契約の継続性 )

第 7 条 本契約は原則として当該年度内の条件を定めたものであり、本体事業契約の継続にかかわらず、次年度以降において同一の条件を保証するものではない。甲及び乙は、本体事業契約が継続する前提において、次年度以降の契約条件について、真摯に協議する義務を負う。

2 各年度の契約の締結においては、甲における予算の範囲内で行うものとする。

( 以下余白 )